

アウグスティヌスにおける 現世の恩恵

——ローマ書七章後半の解釈をめぐって——

渡 邊 蘭 子

序

キリストの贖いの業を通して人間にどのような救いが起こるのかについては、これまで様々に議論されてきた。プロテスタントの中でもルター派においては、人を罪人のままで義人と認め宣告すること、つまり「罪の赦し」「宣義」に力点が置かれて救済が論じられるのに対して、カトリック教会では、人を義人とすること、つまり「義化」「成義」に力点が置かれて論じられる。こうした救済観の差異は、一九九九年にルーテル世界連盟とカトリック教会の間で行われた「義認の教理についての共同宣言」において、義認の中に宣義と成義の両側面が含まれるという合意に至ることで、ある程度解消したといわれているものの、両教会の一致を目指す議論は今なお続けられている。この点を論じ

るためには、特にルターの信仰義認論の内実を深く掘り下げて考察する必要があるが、さらに遡ると、ルターに多大な思想的影響を与えたアウグスティヌス(三五四―四三〇年)にその源泉が見出される。また同時にアウグスティヌスは、周知の通り、カトリック教会の神学的基礎を築いた神学者でもある。それゆえアウグスティヌスの救済観を把握することは、上述した両教会の救済観の問題を説明するにあたり重要な手がかりとなる。よって本稿では、アウグスティヌスの救済観を理解すべく、その現世の恩恵に関する思想について、特にローマ書七章後半の解釈をたどりながら考察する。

ローマ書七章一四節以下では、欲望に引きずられながら霊肉の葛藤に苦しむ人間が描写されているが、その箇所をアウグスティヌスは、中期においては「律法の下」と解釈していたのに対し、後期になるとそれを「恩恵の下」と解釈し直した。つまり、恩恵を受けているキリスト者においても霊肉の葛藤はあり、欲望に苛まれることが起こると考えるようになったのである(この後者の解釈はルターやカルヴァンに引き継がれた)。

この点に関する先行研究では、アウグスティヌスが解釈を変更することによって「恩恵の下」についての捉え方が

変化し、現実人間が善なる方向に変えられていくという意味での「成義」的な救済の側面は説かれなくなつたと捉えられている（ヴェッツェル〔Wetzell〕）。しかし、晩年の著作をより詳細に検討すると、アウグステイヌスが晩年に至るまで、現世の恩恵によつて人間が喜んで善行をなせるようになること説き続けていたことがわかる。著作によつて強調点は異なるものの、アウグステイヌスは晩年に至るまで「真義」的な救済だけでなく、「成義」的な救済についても説き続けていたのである。

本稿では、まず一章で中期から後期、および晩年までのローマ書七章後半の解釈の変遷をたどり（本稿では便宜上、ペラギウスとの論争期へ四二一—四一八年頃）を「後期」とし、ユリアヌスおよびセミ・ペラギウス派との論争期へ四一九—四二九年頃）を「晩年」と呼ぶことにする）、二章では、解釈の変化について論じている先行研究を紹介したのち、それを踏まえて晩年の著作をさらに検討していく。

一、ローマ書七章後半の解釈の変遷

一一一、中期における解釈
まず、中期における解釈をみていく。中期の著作『ロー

マ書の内容に関する諸問題の解説』（三九四年）および『シンプリキアヌスへ』（三九六年）においては、ローマ書七章一四節以下は、恩恵にいたる以前の葛藤の中にある、律法の下の人間の描写であると説かれている。アウグステイヌスは、「この箇所使徒は自分を律法の下に置かれた人間にあてはめて、その言葉が自分の人格であるかのように語っているものと、わたしには思われる」と述べる。

まず、「わたしたちは、律法が靈的なものであると知っている。しかし、わたしは肉の人であり、罪に売り渡されている」（一四節）という言葉は、「神の恩恵によつて（律法を）行うような靈の人々によつてでなければ律法は実現されえないことを、十分に示している」という。律法の下にいる者は肉のであつて、まだ罪に死んでおらず、罪の下に売られている。そのため、愛を注ぐ恩恵によつて靈的にならなければならないのである。

さらに、「内なる人としては神の律法を喜んでるが、わたしの肢体にはもう一つの法則があつて精神の法則と戦い、わたしを、肢体の内にある罪の法則の虜にしているのがわかる」（二二・二三節）とあるが、この罪の法則とは、肉の習慣にとらわれた人を束縛するものであると説明する。そして、ここでは罪の法則が彼を「虜にしている

capivantem」と述べられており、やはりこれは恩恵の下ではない人間のことが述べられていてと理解されるべきであるという。恩恵の下にいる者には、肉の欲望に服従して罪の法則の下に捕らえられるということは起きないはずだからである。

以上でみてきたように、アウグスティヌスは中期において、ローマ書七章後半の箇所が律法の下にいる人間の描写であると考えている。そして、愛を注ぐ恩恵によつてはじめて、欲望に引きずられて罪に捕らわれるということがなくなり、喜んで律法を実現できるようになると主張する。

一―二、後期における恩恵の強調

また、後期においても中期で述べられていたように、恩恵によつて喜んで善行を実現できることが説かれている。後期の著作『霊と文字』では、律法の戒めについて、「それが喜ばれ、愛されることなしには、実行されておらず、始められておらず、よく生きられていない」と述べられる。なぜなら、恩恵による聖霊の援助なしに律法が命じたことだけを行った者はだれでも、罰に対する恐怖から行ったのであって、義に対する愛から行ったのではないからである。アウグスティヌスはここで、形だけで律法を守るのでは不

十分であり、清められた正しい「意志」によつて律法を守ることが必要であることを強調している。そして、そのためにも恩恵が必要であると説く。そして、「愛は律法を全うするものです」(ローマ一三・一〇)という聖句を引用しつつ、

こうして神が律法の文字によつてではなく、聖霊の恩恵によつて教えるとき、神は、人が学んだことを単に認識することによつて理解するように教えるだけでなく、欲することによつて激しく求め、実行することによつて完成するように教える。

と述べる。つまりここでは、恩恵が注がれることによつて、人間が律法において学んだことを欲するようになり、その結果、それを完全に行えるようになると主張されている。

このように、中期において説かれていた恩恵による喜びを伴った善行の実現は、後期になってさらに具体的に説かれるようになった。

一―三、後期における解釈

しかし他方で、後期にはローマ書七章後半の解釈が変わり始める。ペラギウス派の立場を公に批判した最初の文書とされる『罪の報いと赦し、および幼児洗礼』(四一―四

一二年)において、すでにローマ書七章後半の箇所は恩恵の下の人間を表して述べた言葉であるとされている。アウグスティヌスはこの著作の中で、パウロが「わたしはなんと惨めな人間なのだろうか。死に定められたこの体から、だれがわたしを救ってくれるのか」(二四節)と語っていることから、「現在の時における恩恵 praesentis temporis gratiam」の下では霊はキリストの救いによって生きはじめているとしても、身体が罪によって死んでいる、と述べ

る。未だ復活によつて新生していない身体の中には罪の報い、つまり死の必然性は残存している。そして、洗礼によつて罪責 reatus は解放されていても、情欲の法則が身体に残存しているという。

また『霊と文字』(四二二—四二三年)においても、

日ごとに内的人間のうちで大きくさせられる新しさへ古い全体が変えられ移るまでは、他の法則が肢体において今なお精神の法則に抵抗している。私たちの主イエス・キリストによる神の恩恵が私たちをこの死の身体から解放しながら。

と述べられており、ローマ書七章後半で描かれる霊肉の葛藤は恩恵の下にあつても存在し続けることが示されている。そしてそれゆえに、現世においては恩恵の下の人間は、

「善をしようと望むことはあつても、それを完全に行うこと perferre はない」と語られる。

アウグスティヌスは、中期においてはローマ書七章後半を「律法の下」の人間が罪による自己の分裂を感じ、恩恵を求めるといふ状態が描かれていると解釈していたが、後期になるとそれは「恩恵の下」の人間の描写であると解釈するようになった。

一四、晩年における解釈

そして、晩年の著作『ペラギウス派二書簡駁論』(四二〇年)では、アウグスティヌスは自身のローマ書七章後半の解釈が変化したことを自覚的に認識するようになる。そこでは「かつてはわたしにも使徒のこの言葉は、律法の下にある人間のことが書かれていると思われた」が、その後、「わたしは内なる人としては、神の律法を喜んでい²³る」といふ言葉において表れている義への喜びは恩恵の下の人間においてしか起きないはずの感情であるため、その言葉は律法の下人間が発する言葉ではないと判断し、その考えを捨てざるをえなくなつた、と語られている。

そして、「わたしたちは、律法が霊的なものであると知っている。しかし、わたしは肉の人であり、罪に売り渡され

ている」(一四節)の部分は、パウロがここで「わたしは肉
的であった耳」と言っているのではなく、「肉的存在
sunu」に言っていることから、いまだ復活における霊的な身
体 corpus spiritale をもっていないということを言ってい
る、と解釈する。また、「罪に売り渡されている venundatus
sub peccato」と言っているのは、「霊の初穂をいただいで
いるわたしたちも、神の子とされること、つまり体の贖わ
れることを心の中でうめきながら待ち望んでいます」(ロー
マ八・二三)という言葉と関連付けて理解すべきであるとい
う。つまりここでは、復活の時がまだ来ていないために、
霊的な身体になっておらず、それゆえに罪から完全に救わ
れていない状態であるということが述べられているとい
う。

この見解は、後の著作、「結婚と情欲」(四一九―四二〇
年)、『ユリアヌス批判』(四二一年)、さらに『再考録』(四
二七年)でも繰り返し説かれていた。こうして晩年におい
て解釈は明確に変化し、現世の救済の不完全性が強調され
るようになった。

そしてこの明確な解釈の変化に伴って、現世の救済に対
する悲観的な姿勢が現れる。四二六年頃に書かれたとされ
ている『神の国』一九巻では、現世にいる限りは霊肉の対

立があるという信徒の現実を踏まえて、現世の平和につい
て以下のように語る。

わたしたちに固有の平和は、この世では信仰によつ
て神とともにあり、永遠においては見ることによつて
神と共にあるであろう。しかし、この世の平和は、(人
類全体に)共通の平和であれ、わたしたちに固有の平
和であれ、幸福の喜びであるよりもむしろ悲惨の慰め
solacium miseriae である。同様に、わたしたちの義
も、関連づけられる、善に向かう真実なる目的のゆえ
に真の義ではあるが、この世の生においては(その義
は)、徳の完成 perfectione virtutum よりもむしろ罪
の赦し remissione peccatorum によつて存立するよ
うなものである。

この部分はルターの「義人にして同時に罪人」の思想に
影響を与えた箇所であるが、ここで、現世における信徒の
義は罪の赦しによつて存立しているとされている。そして
このことの証拠として、現世に生きる信徒たちの祈り「わ
たしたちの負債を赦してください、わたしたちも自分に負
い目のある人を赦しましたように」(マタイ六・一二)が挙
げられる。このような祈りは信徒にとつては欠くことがで
きない。なぜなら朽ちる身体のもとでは完全な仕方では悪徳

himself)を支配することができないからである。理性が悪徳と争い、なんとか支配できたと思つても、弱さのうちになものかがひそかに忍び入る。口を滑らせて出た言葉や、つかの間の想念によつて罪を犯すことがあるのである。よつて現世では、神に自分の弱さへの赦しを乞い求め、与えられた善に感謝するところに各人にとつての義が存在するといふ。

このように、『神の国』一九巻では、現世における救いを実に悲観的に捉えており、中期や後期に語られた、現世の恩恵によつて人間が現実に変革され、善を実現できるようになるといった要素はみられない。人間の弱さが強調され、その結果、現世においてやるべきことは、神に自分の弱さを告白し、赦しを求めることであるとされている。

以上、中期から後期、そして晩年に至るまでの、ローマ書七章後半の解釈の変遷をたどつた。中期にはローマ書七章後半を「律法の下」として考え、それを基に、恩恵の下では欲望に引きずられることなく、喜んで善行をなせると述べていた。後期になると、その点がより強調されるようになつたが、他方でローマ書七章後半を「恩恵の下」と捉えるようになり、恩恵の下にいたとしても靈肉の分裂・葛藤があつて、欲望に苛まれると考えるようになった。この

解釈の変化に伴つて、晩年ではさらに来世の救済の完全性が志向されるとともに、現世の救済が罪の赦しとして捉えられた。

二、現世の恩恵の有効性

二一、先行研究の考察

こうした解釈の転換が起こつた理由については、これまでさまざまな議論されてきた。E・ディンクラー(Dinkel)や金子は、この転換が、アウグスティヌスにおける罪の自覚の深まりとそれに伴う終末的志向の強化によつて生じたと述べている。しかしそれらの研究では、解釈の変更によつて、中期や『靈と文字』などの後期の著作で説かれていた、人間が喜んで善行をなせるように変革する実際のな現世の恩恵についての見解がどのように変化したのかについての議論がなされていない。

他方でヴェッツェルは、この点に関して一つの見解を述べている。ヴェッツェルによれば、アウグスティヌスはベラギウス派との論争の中でローマ書七章を恩恵の下の人間の状態として捉えるようになったが、それによつて、それまで自身が説いていた恩恵論の方向性を不明瞭にしてしま

い、晩年には善を喜んで行うようにさせる現世の恩恵の有効性を説けなくなつてしまつたといふ。

アウグスティヌスは結局晩年に至つて、人間を愛によつて実際に変革し、善を喜んで行うようにさせる現世の恩恵の力を見失つてしまつたのであろうか。そして、現世の恩恵の有効性を罪の赦しのみと捉えるようになったのであろうか。次節からは、この点を解明するために、晩年の著作をより詳細に検討していく。

二―二、同意しないようにさせる恩恵の力

前述したように、アウグスティヌスは恩恵の下にいる人間にも霊肉の葛藤があり、欲望に駆られているということとをローマ書七章後半の新たな解釈によつて認めた。これに對してユリアヌスは、アウグスティヌスが「使徒パウロ、あるいはすべての使徒たちですら、抑制されていない欲望によつて常に汚されていた」といつた主張を行っているとして批判した。さうした批判に對してアウグスティヌスは、現世の恩恵によつて罪責がゆるされるだけではなく、恩恵によつて肉の欲望に「同意しない non consentio」ようになるのだといふ。こゝうした観点からローマ書七章後半を以下のように解釈する。

「もし、わたしが望まないことを行つているとすれば、律法が善いものであるがゆえに、これに同意していることになる」(二六節)の箇所では、使徒は情欲にはなく、律法に同意している、と言つてゐる。よつて、彼は自分が「同意し、実現しようとする意志によつてはなく non affectu consentiendi et implendi」熱望する激情そのものによつて sed ipso motu concupiscendi」望まないことを行つていゝ、と捉えるべきだといふ。

さらに、「内なる人としては神の律法を喜んでゐるが、わたしの肢体にはもう一つの法則があつて精神の法則と戦い、わたしを、肢体の内にある罪の法則の虜にしているのがわかる」(二二・二三節)では、罪の法則が「わたしをとりこにしてゐる captivatem me」言つており、確かに彼は肉の欲望に「駆り立てられてゐる movere」。しかし、この駆り立てられてゐることは、「精神によつてではなく、肉によつて carne, non mente」同意によつてではなく、衝動によつて motione, non consensione」起つてゐるといふ。このように、恩恵の下においては、情欲が存在するため、それに駆り立てられることはあつても、それに同意しないようにはなれる、といふ意味でローマ書七章後半を解釈すべきであると述べる。そして、この「同意しない」といふ

ことについて、アウグスティヌスは以下のように述べている。「肉の情欲がその誘惑・衝動によってどんなに起こっても、それに同意しないならば、わざにより実現されはしない」⁽⁴⁵⁾。つまり、恩恵によって情欲に同意しないことが悪なる行為を行わないことにつながると述べる。そして、人が情欲に同意しないならば、「キリスト・イエスに結ばれている者は、罪に定められることはありません」(ローマ八・1)とあるように、その人は罪に定められることがないという。以上のように、晩年の著作の中でも『ペラギウス派二書簡駁論』や『ユリアヌス批判』などのユリアヌスに対する著作においては、現世の恩恵によって情欲に同意しないということが主に説かれ、それによって現世の恩恵の有効性を確保しようとしている。しかし、このことだけでは、悪なる行為を行わないという、いわば最低限のことだけではできないような状態にも思える。すなわち、これでは律法の下において情欲に引きずられながら、罰の恐れによって生きる生き方と大差がないようにみえ、まだ「恩恵による喜びを伴った善行の実現」という意味における現世の恩恵の有効性はみえてこない。

二一三、喜びを伴った善行の実現

しかし、同じ晩年であっても、対ユリアヌス以外の著作に目を移すと、より積極的な形で現世の恩恵の有効性が確保されていることがわかる。例えばアウグスティヌスは、セミ・ペラギウス主義者に対する著作である『謹實と恩恵』(四二六―四二七年)の中で、恩恵の力について、

相反することを欲求する肉の意志を霊の意志によって打ち負かす vincat ほどに(義を持つ)ことを(強く望ませ、強い熱意をもって愛する diligat)ことをさせせることができる恩恵⁽⁴⁶⁾

と語っている。また、『エンキリデオニ』(四二一年)では以下のように述べられる。

神が(人間を)気づかい、命じることを実現するために助ける、ということ(人間が)信じ、神の霊によって動かされ始めると、愛のよりいっそう強靱な力によって肉に反対して欲するようになる concupiscitur adversus carnem fortiore robore caritatis。その結果、まだすべての弱さが癒されていないので、人間のうちに、人間から発して、しかも人間にさからうものが依然として存在するとはいえず、人は義の喜びによって打ち勝ち、悪い情欲に譲歩しないほどに、信仰

によつて義人として正しく生きる。

これらの箇所では、ユリアヌスに対する著作ではほとんど説かれていなかった、恩恵によつて喜びを伴う形で靈が肉を打ち負かすという事態が強調されて語られている。つまり、情欲に同意させないようにする恩恵は、ただ悪なる行為をさせないようにするだけではなく、人間が義を愛するようにさせ、それゆえに喜んで悪なる行為から離れるようにするというものなのである。よつて、恩恵の下では、靈肉の葛藤があり、欲望に駆り立てられはするが、律法の下にいるときのように律法を知りながらも義を愛することができず、それゆえに恐れによつて善行をなすのではない。そうではなく、義への愛が湧き、喜びをもつて善をなせるのである。

そして、そうした恩恵を受け取るために必要なことが神の助けを信じて祈ることである。『恩恵と自由意志』（四二六—四二七年）では神に祈ることの重要性が何度も強調されている。

それゆえ、各人は自らの情欲と戦つて、誘惑に陥らないように、すなわち自らの情欲に引きずられておびき寄せられないように祈るのである。そして、人が善い意志でもつて悪しき情欲に打ち勝つならば、誘惑に

陥ることはない。

人間の力だけでは情欲に打ち負かされてしまうため、神に祈らなければならぬ。人間は神に寄りすがり、祈ることによつて実際に情欲に打ち勝つことができるのである。

このように、晩年、特に対セミ・ペラギウスの著作においては、中期や『靈と文字』などの後期著作において説かれていた、神の愛が注がれることによつて善を喜んで行えるようになる、という主張が再び説かれるようになっていく。そして注目すべきは、このことが恩恵の下において靈肉の葛藤が残存し、欲望に駆り立てられることを踏まえた上で説かれている点である。つまり、恩恵の下であつても靈肉の対立が起き、欲望に駆り立てられるが、そこで神の恩恵を信じ、祈ることによつて愛である恩恵が注がれ、義を喜んで行うことができる、と説かれているのである。

こうした点が対ユリアヌスの著作においてあまり主張されていない理由の一つには、論争の状況が関係していると思われる。ユリアヌスとの論争においては幼児洗礼に関して議論を行つていた関係から、現世において悪なる情欲がなくならないという点をユリアヌスに対して強く訴える必要があつた。そのため、現世の恩恵の力についての主張が弱まっているようにみえると考えられる。しかし、論争の

争点が人間の自由意志と恩恵の効力の関係である対セミ・ペラギウスの著作においては、後期の解釈の変化を踏まえつつも、現世の恩恵の効力を十分論じることができると文脈にあったということができよう。

結

本稿では、アウグスティヌスにおける現世の恩恵がローマ書七章後半の解釈の転換を経ていかに理解されるようになったかを分析した。

中期においては、ローマ書七章後半は恩恵の下にいない人間の描写と解釈されており、そこから現世の恩恵によって喜んで善を行うことができるようになると考えられていた。そして、そうした喜びを伴う善行の実現については後期においても説かれていた。しかし同時に、後期における解釈の変化によって、恩恵の下にいる人間であっても霊肉の葛藤に苦しみ、欲望に駆り立てられると主張されるようになり、晩年においては、元々説かれていた、喜びを伴った善行の実現を可能にするという現世の恩恵の有効性が不明瞭になってしまったかに思われた。たしかに、晩年においては来世における人間の完全性が志向されたといえる。

しかし、恩恵の下にいる人間であっても肉の欲望に苛まれ、霊肉の対立に苦しむという人間の現実を鋭く認識した上で、さらに現世の恩恵の有効性が確保されるようになった。つまり、自身の罪を自覚した上でさらに神の恩恵を祈り求めることによって、神の恩恵が助け、それによって霊が肉を打ち負かすことができるようになり、人間が喜んで義をなすことができる、というように現世の恩恵を捉えるようになったのである。ここに、不明瞭になったかと思われた、現世における恩恵の有効性が思想的により深まった形で現れている。

つまり、アウグスティヌスは晩年になって現世の恩恵の有効性を「宣義」的な罪の赦しとしてのみ捉えるようになったのではない。たしかに、アウグスティヌスは恩恵の下であっても現世において罪を犯すことがあるということを認め、そのためにも赦しを乞う祈りが必要であると述べるが、そうした神への祈りは、恩恵による心の変革と密接につながっているものである。すなわちアウグスティヌスは、人間が自らの弱さを自覚し、神にその弱さを告白すべきであると述べるが、そこで神の恩恵を必死に祈り求めることによって、神が実際に働き、善なる方向に人間を変化させるのである。このことをアウグスティヌスは「力は弱さの中

でこそ十分に發揮される」(IIコリント二・九)と表現している。ここに、アウグステイヌスにおける「宣義」と「成義」の融合がみられる。すなわち、罪の赦しという側面のみを語るのではなく、謙虚に罪の赦しを求め、神に委ねて生きる人間に神の恩恵は働き、実際にその人間が変革されていくという、ダイナミックな現世の恩恵についての思想が展開されているのである。

こうしたアウグステイヌスの思想は、今もカトリック教会とプロテスタント・ルター派との間で議論され続けている、いかにして「宣義」の側面と「成義」の側面を融合させ得るか、という点について、大きな示唆を与えるものである。今後は、現世の恩恵の具体的な表れであるサクラメントについてのアウグステイヌスの思想を分析すること、救済に関する議論をさらに深めていきたい。

註

(1) 江口再起「義認論の諸問題——ヘルテル・カトリック義認の教理についての共同宣言」をめぐって『ルター研究』第七号、二〇〇一年、一六八頁。

(2) 共同宣言では、①義認は、信仰において、神の恵みよってのみ起こるということ、②ルター派的「宣義」とカトリッ

クの「成義」への義認論の二極化の克服、③義認の実としての「善きわざ」が主に台意された。「共同宣言」は義認を救済の総体的過程と捉え、ルター派的な「宣義(罪の赦し)」の側面もあれば、他方、カトリック的な「成義」の側面も含みうる、と考えた。それまでカトリック教会は義認の生み出した「結果」として成義を捉えることを否定していたが、この宣言によって結果としての成義を認めることになった(同上、一七〇—一七二頁)。

(3) こうした考察においては、ルターが述べた信仰義認の内容と後のルター派の捉え方を区別して捉える必要がある(Philip Cary, 'Augustine and Luther,' C. C. Pecknold and Tarmo Toom ed., *T&T Clark Companion to Augustine and Modern Theology*, Bloomsbury, 2013, pp. 151-173.)。

(4) 後の西方キリスト教思想史に対するアウグステイヌスの多大な影響力については、現代において共通理解を得ている。たとえば、現代の著名な神学者であるハンス・キユンクは、「アウグステイヌスは他の神学者たちとは比較にならないほど、西方の神学と信仰に深い刻印を与えた。それによって彼は、中世のパラダイムの父となった」と述べている(ハンス・キユンク、片山寛訳『キリスト教思想の形成者たち』新教出版社、二〇一四年、一〇五頁)。よって、ア

ウグステイヌスの思想の考察は現代の西方神学における問題を考える上で非常な意義をもつと思われる。

- (5) 金子晴勇は、その著『アウグステイヌスの恩恵論』知泉書館、二〇〇六年、二三―二三七頁において、アウグステイヌスにおける「宣義」と「成義」について概説している。

- (6) *De diversis questionibus ad Simplicianum*, q. 1, 1. Quo loco videtur mihi Apostolus transfigurasse in se hominem sub lege positum, cuius verbis ex persona sua loquitur.

なお、本稿におけるアウグステイヌスからの引用は、『罪の報いと赦し、および幼児洗礼』『霊と文字』『エンキリデオン』『ペラギウス派二書簡駁論』『恩恵と自由意志』は CSEL、『シンプリキアヌス』および『神の国』は CCSL、『エリヤヌス批判』は Migne 版、『譴責と恩恵』はテクノ版。羅伯対訳から行い、各箇所を拙訳したものである。引用に際しての表記は、著作名の次に、巻、章、節あるいは章、節（『神の国』は巻、章）を記した。また、訳出に当たり、『アウグステイヌス著作集』（教文館）の訳をそれぞれ参考にした。

- (7) *Scimus enim quia, lex spiritalis est; ego autem carnalis sum, ... Venundatus sum sub peccato, ...* (lex は ハムロ

が語っている文脈を考慮して、「律法」または「法則」と訳し分けた。本稿におけるローマ書七章のラテン語は、アウグステイヌスが著作内で聖書を引用した際のラテン語をそのままを用いた。

- (8) *Expositio quarundam propositionum ex epistola ad Romanos*, 34, 41: ..., satis ostendit non posse impleri legem nisi a spiritualibus, quales facti gratia dei.

- (9) ヴクト「愛の注ぎと心の恩恵」という言葉は、これらはパウロに由来している（例えばローマ五・五）。そして、アウグステイヌスにおけるこうした恩恵は、神から人間に何か機械的に注がれるというようなものではなく、神からの愛の「呼びかけ」である。それを起点として神と人間における人格的交わりが回復されていく。

- (10) *Ibid.*, 34, 41.

- (11) *Condector enim, legi Dei secundum interiorem hominem, ... Video autem, aliam legem in membris meis repugnantem legi mentis meae et captivantem me sub lege peccati, quae est in membris meis, ...* (本稿では mens を「精神」と訳す)。

- (12) アウグステイヌスにおいて霊と肉の葛藤は、マニ教のような一方の善なる本性と他方の悪しき本性という二つの本性の対立ではなら（ハンナ・アーレント、佐藤和夫訳『精

神の生活——第二部 意志』岩波書店 一九九四年、一〇二—一三四頁参照)。よって、この「肉」とは「身体」を直接指しているのではない。このことについては『聖書』八巻八一—〇章でアウグスティヌス自身が詳細に論じている。

- (13) *Expositio quattuordecim propositioinum ex epistula ad Romanos*, 38, 45-46.
- (14) ただし「恩恵の上」の状態であっても欲望を引おこされることがある。この指摘が中期にあらわれてきたものならならなければならぬ。その意味で、中期にあらわれて後期の解釈の正誤は現れているものがある。
- (15) *De Spiritu et Litera*, 3, 5; nisi etiam delectet et ametur, non agitur, non suscipitur, non bene vivitur.
- (16) *Ibid.*, 8, 13.
- (17) 本稿ではローマ書七章以外の聖書の引用は『聖書新共同訳』(日本聖書協会)を用いた。
- (18) *Ibid.*, 1, 9, 10.
- (19) *Ibid.*, 1, 14, 15: Ac per hoc, quando Deus docet, non per legis litteram, sed per Spiritus gratiam; ita docet, ut quod quisque didicerit, non tantum cognoscendo videat, sed etiam volendo appetat, agendoque perficiat.
- (20) 解釈の変更がらみ起きたのかについては今日まで議論が

続いている。決定的に解釈が変化したのは四二一年とされているが、それ以前の『聖書』一〇巻が書かれた四〇一年頃から徐々に変化がみられると考えられる (Fleteren, op. cit., pp. 96-102.)。

- (21) Miser ego homoi Quis me librabit de corpore mortis huius?
- (22) *De Peccatorum Meritis et Remissione*, 1, 6, 6; 1, 7, 7.
- (23) *De Spiritu et Litera*, 14, 26: "... alia lex in membris adhuc repugnant legi mentis, donec in voluntatem, quia de die in diem in interior homine augetur, tota vestustas mutata pertransseat Liberante nos de corpore mortis huius gratia Dei per Iesum Christum Dominum nostrum.
- (24) *Ibid.*, 33, 59: "... caro concupiscit aduersus spiritum et spiritus aduersus carnem, ut non quae uolumus faciamus, dum alia lex in membris repugnant legi mentis, dum uelle adiacet, perficere autem bonum non..."
- (25) *Contra duas Epistulas Pelagianorum*, 1, 10, 22: Visum autem aliquando etiam mihi fuerat "Hominem sub lege" isto Apostoli sermone describi
- (26) Condelector enim legi dei secundum interiorem hominem,
- (27) つまり、解釈が変更した要因の一つとして「一」に於

- へた「恩恵の下においては義を喜ぶようになる」という点がアウグスティヌスの中で明確になったことが挙げられる。
- (28) *Contra duas Epistulas Pelagianorum*. 1, 10, 22.
- (29) *Ibid.*, 10, 17.
- (30) 解釈を変更した結果、「恩恵の下」に対する見方は変化したが、「律法の下」において靈肉の葛藤が存在し、欲望に苛まれるとの理解は変化していないと考えられる。そのことは、「ネム」(シンプリキヌス)第一問では、「律法は靈的なものである。しかしわたしは肉のなものである」という使徒の言葉、および肉が靈に対して格闘することを示しているその他の言葉を、わたしは、また『律法の下』において、「恩恵の下」に在るのではない人間を描いているものとして説明した。しかし長い年月の後、わたしはその言葉が、靈的人間にも *etiam spiritalis hominis* —— 多くの蓋然性をもつて——適用され得ることを知った (*Retractationes*, 2.) において、*etiam* と述べられていることからわかる。
- また、この解釈の明確な変更は、ユリアヌスとの幼児洗礼をめぐる論争と関係が深いことも考慮する必要があらう。ユリアヌスは現世において、恩恵が持つ強なる肉の欲望が無くなることを述べるが、アウグスティヌスは現世においてそうした欲望がなくなることにならず主張する。
- (31) *De Civitate Dei*. 19, 27. Pax autem nostra propria et hic est cum Deo per fidem et in aeternum erit cum illo per speciem. Sed hic sive illa communis sive nostra propria talis est pax, ut solacium miseriae sit potius quam beatitudinis gaudium. Ipsa quoque nostra iustitia, quamvis vera sit propter verum boni finem, ad quem referatur, tamen tanta est in hac vita, ut potius remissione peccatorum constet quam perfectione virtutum.
- (32) この点については金子晴勇『ルターの人間学』創文社一九九一年、第一部第四章を参照。
- (33) *De Civitate Dei*. 19, 27.
- (34) ミレス (Miles) は、アウグスティヌスが現在の救済では不可能なことを強調して、来世の靈的な身体でなければできないことを書いているが、そのことは人間の完全性の延期につながる、社会的取り組みへの意欲を失せさせておくと述べる (Miles, 'From rape to resurrection: sin, sexual difference, and politics,' James Welzel ed., *Augustine's City of God: a critical guide*, Cambridge University Press, 2012, pp. 88-92.; Miles, op. cit., 1990, p.

65.)

(35) また『ペラギウス派二書簡駁論』においても「現世における完全性は自らの不完全性を誠実に認めて告白することである」と述べられている(3, 7, 19)。

(36) デインクラーによれば、アウグスティヌスは、初期にはストア派のアパテイアの思想および新プラトン主義からの影響により、現世において靈肉の対立はなくなり、神の至福直観として平和を享受できると考えていた。しかし、パウロの恩恵と原罪の神学に導き入れられるほど、ますます自分の中にある罪として「情欲の克服し難や die Unberwindbarkeit der Concupiscentz」を感じざるようになつた。そして、そのことにより、キリストを通して神と人間との結合が回復されたにも拘らず存在する、両者の間の深淵を認識するようになつたと云ふ(E. Dinkler, *Die Anthropologie Augustins, Forschungen zur Kirchen- und Geistesgeschichte* 4, Stuttgart, 1934, p. 271.)。マウグスティヌスの解釈の変更は、この点では新プラトン主義からの脱却と言える。しかし、他方では新プラトン主義の名残が指摘されている。フレーテレン(Fleteren)は、ローマ書七章の解釈を変更し、現世においては恩恵の下にあつても靈肉の対立は続き、情欲に引きずられる、との見解を示したことから、こうしたアウグスティヌスの人間のあり方につい

てのあまりに悲観的な態度は新プラトン主義の残滓として考えられるといふ(Fleteren, op. cit., p. 113.)。

また金子は、後期になつて深まつた罪の認識は、中期の著作『告白録』(一〇巻)からすでに萌芽として起こっており、それがペラギウス派との論争、特にユリアヌスとの論争を契機として前面に現れたと考えている(金子、『アウグスティヌスの人間学』一九八三年、三九五—四〇五頁および二〇〇六年、五八、六〇頁)。

(37) James Wetzel, *Augustine and the Limits of Virtue*, Cambridge University Press, 1992, pp. 169-187.

(38) *Contra Iulianum*, 1, 8, 13.

(39) *Contra Iulianum*, 5, 7, 28.

(40) si autem quod nolo hoc facio, consentio legi quoniam bona.

(41) *Contra Iulianum Epistulas Pelagianorum*, 1, 10, 18.

(42) *Ibid.*, 1, 10, 18.

(43) *Ibid.*, 1, 10, 20.

(44) *Contra Iulianum*, 6, 19, 60 については「情欲は、心を誘惑して同意をさせ諸々の罪をほらませたりするのではなく、心が反対する悪い欲望を誘発するといふかたちで残存している」と述べられている。

(45) *Ibid.*, 3, 26, 62: Si ergo non consentiatur concupiscentiis

